～内職・手伝いを行った場合の減額について～

離職時賃金日額(※1)×0．8－基本手当日額＋￥1,429(※2)

上記の式により算出された額を、１日当たりの内職・手伝いの収入額が上回った場合は
上回った分だけ減額されます。
減額される金額が基本手当日額より金額が多くなった場合は、不支給となります。

※1賃金日額が上限を超える場合は上限額
※2毎年8月に改定あり

例） 離職時賃金日額が￥10,000-で基本手当日額が￥6，307-のAさん（30歳）が時給￥1,500-で一日3時間働いた場合

10，000×0．8－6，307＋1，429＝ **￥3,122-**

1，500×3＝ **￥4,500-**

￥4,500- － **￥3,122-** ＝ **￥1,378-**

1日当たり**6,307円**受給できるところが
働いた日は1日当たり**4,929円**まで減額されます

6，307(基本手当日額)－ **￥1,378-** ＝**￥4,929-**

※　実際に減額されるのは、収入額を申告した認定日の入金時となります。
※　収入額とは通勤手当・超過勤務手当・深夜手当等各種手当が**含まれる**ものであり、
税金の引かれる前の**額面の金額(総支給額)**を指します。
※　認定日時点で収入額や勤務日が不明の場合は認定のみとなり、**入金は保留**となります
のでご注意ください。
※　誤った金額で申告を行った場合には**支給した給付金の回収**や場合によっては**不正受給**
として処分される可能性もありますのでご注意ください。

ハローワーク新宿雇用保険給付課　R8.8